

出雲市告示第356号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により
出雲農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第
1項の規定により公告する。

なお、同条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、出雲市役所農林
水産部農業振興課において縦覧に供する。

令和7年（2025）9月29日

出雲市長 飯塚 俊之

